

公開買付説明書の訂正事項分

2025年12月

エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・
トラスト・ピーエルシー
(AVI Japan Opportunity Trust plc)
(対象者：ブロードメディア株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー (AVI Japan Opportunity Trust plc)
【届出者の住所又は所在地】	英国ロンドン市、51 ライムストリート19階(19th Floor, 51 Lime Street, London, United Kingdom)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 川村一博
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 小林隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー(AVI Japan Opportunity Trust plc)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ブロードメディア株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注6) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注8) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付代理人及びその関係者は、その通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が適用のある法令に則り日本で開示された場合には、当該情報は当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者が2025年12月10日付けで提出した公開買付届出書につきまして、①対象者が2025年12月11日付けで「エービーアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」を公表し、また、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出し、本公開買付けに対する意見を表明したこと、及び②公開買付届出書の記載事項の一部の記載が不十分であったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者及びAVIは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、本書提出日時点で、対象者が本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。

(訂正後)

<前略>

公開買付者及びAVIは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、本書提出日時点で、対象者が本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。

本公開買付けの公表後、対象者は、2025年12月11日付けで、「エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」(以下「対象者意見表明プレスリリース」といいます。)を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出しました。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らが本公開買付け後に最大で2,851,053株(所有割合：40.00%)の対象者株式を所有することは客観的に対象者の支配権に影響を及ぼし得る水準であるものの、対象者が現在進めている中期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた取り組みを実行していくにあたって支障となる可能性は高くないと考えているとのことです。また、対象者は、本書によれば、公開買付者らは、本公開買付けにより対象者を上場廃止にする意図はなく、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定とのことであり、対象者は、対象者意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えているとのことです。一方で、対象者はこれまで公開買付者らと、中長期の経営体制や後継者計画、事業ポートフォリオの見直し状況、取締役会のDE&I(ダイバーシティ(多様性)・エクイティ(公正性)&インクルージョン(包摂性))や多様性といった内容について議論を行ってきており、多くの部分について対象者の進める取り組み・方針と公開買付者らの意見は合致しているものの、一部については認識・見解の相違も存在していると認識しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益のより一層の向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、本公開買付けに対して中立の立場をとることとしたとのことです。また、対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、(i)対象者株式の市場株価は、本公開買付けが開始された2025年12月10日の終値は公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(2,200円)を超えないものの、その前営業日である同月9日の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,699円)から大幅に上昇して2,005円となったこと、(ii)本公開買付けの成立後も対象者株式の上場は維持される予定であるところ、対象者の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

なお、この一連の対象者株式の取得には市場外取引が含まれていますが、公開買付者らが金融商品取引業者に対して対象者株式に係る委託注文を行うと、当該金融商品取引業者は、最良執行方針(法第40条の2第1項)に基づいて当該委託注文の執行を行う結果、市場内取引だけでなく、当該金融商品取引業者を相手方とする市場外取引により当該委託注文の執行を行うことがあります。公開買付者らは、この市場外取引は法第27条の2第1項第1号及び令第6条の2第3項の要件を満たすと判断しているため、公開買付けによることはしていません。

(訂正後)

<前略>

なお、この一連の対象者株式の取得には市場外取引が含まれていますが、公開買付者らが金融商品取引業者に対して対象者株式に係る委託注文を行うと、当該金融商品取引業者は、最良執行方針(法第40条の2第1項)に基づいて当該委託注文の執行を行う結果、市場内取引だけでなく、当該金融商品取引業者を相手方として、市場外取引により、当該金融商品取引業者(10社以下)が保有する株式を買い受ける(当該金融商品取引業者に対して一般株主からの買い集めを指示するものではなく、また、公開買付者らが一般株主を取引の相手方として株式を買い受けているわけではありません。)ことがあります。公開買付者らは、この市場外取引は法第27条の2第1項第1号及び令第6条の2第3項の要件を満たすと判断しているため、公開買付けによることはしていません。

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(訂正前)

上記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者及びAVIは、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、対象者は、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。対象者は、本公開買付けについて反対する理由はなく、中立の意見を表明する意向とのことであり、また、本公開買付けに対する応募は、個々の株主の投資判断で行っていただくものであると考えていることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有しているとのことです。

(訂正後)

上記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者及びAVIは、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、対象者は、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。対象者は、本公開買付けについて反対する理由はなく、中立の意見を表明する意向とのことであり、また、本公開買付けに対する応募は、個々の株主の投資判断で行っていただくものであると考えていることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有しているとのことです。

本公開買付けの公表後、対象者は2025年12月11日付けで、対象者意見表明プレスリリースを公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出しました。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らが本公開買付け後に最大で2,851,053株(所有割合：40.00%)の対象者株式を所有することは客観的に対象者の支配権に影響を及ぼし得る水準であるものの、対象者が現在進めている中期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた取り組みを実行していくにあたって支障となる可能性は高くないと考えているとのことです。また、本書によれば、公開買付者らは、本公開買付けにより対象者を上場廃止にする意図はなく、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定とのことであり、対象者は、対象者意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えているとのことです。一方で、対象者はこれまで公開買付者らと、中長期の経営体制や後継者計画、事業ポートフォリオの見直し状況、取締役会のDE&I(ダイバーシティ(多様性)・エクイティ(公正性)&インクルージョン(包摂性))や多様性といった内容について議論を行ってきており、多くの部分について対象者の進める取り組み・方針と公開買付者らの意見は合致しておりますが、一部については認識・見解の相違も存在していると認識しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益のより一層の向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、本公開買付けに対して中立の立場をとることとしたとのことです。また、対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、(i)対象者株式の市場株価は、本公開買付けが開始された2025年12月10日の終値は公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(2,200円)を超えないものの、その前営業日である同月9日の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,699円)から大幅に上昇して2,005円となったこと、(ii)本公開買付けの成立後も対象者株式の上場は維持される予定であるところ、対象者の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

公開買付説明書

2025年12月

エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・
トラスト・ピーエルシー
(AVI Japan Opportunity Trust plc)
(対象者：ブロードメディア株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー (AVI Japan Opportunity Trust plc)
【届出者の住所又は所在地】	英国ロンドン市、51 ライムストリート19階(19th Floor, 51 Lime Street, London, United Kingdom)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 川村一博
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 小林隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー(AVI Japan Opportunity Trust plc)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ブロードメディア株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てられている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとし、
- (注12) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付代理人及びその関係者は、その通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が適用のある法令に則り日本で開示された場合には、当該情報は当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	10
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	12
6 【株券等の取得に関する許可等】	13
7 【応募及び契約の解除の方法】	13
8 【買付け等に要する資金】	17
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	19
10 【決済の方法】	19
11 【その他買付け等の条件及び方法】	19
第2 【公開買付者の状況】	22
1 【会社の場合】	22
2 【会社以外の団体の場合】	27
3 【個人の場合】	27
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	28
1 【株券等の所有状況】	28
2 【株券等の取引状況】	34
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	34
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	34
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	35
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	35
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	35
第5 【対象者の状況】	36
1 【最近3年間の損益状況等】	36
2 【株価の状況】	36
3 【株主の状況】	37
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	38
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	38
6 【その他】	38
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	39

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ブロードメディア株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2018年7月に英国及びウェールズ法に基づき設立された株式会社であり、英国法に基づき1985年1月に設立された株式会社であるAsset Value Investors Limited(以下「AVI」といいます。)が、公開買付者に対して2018年9月から投資一任運用サービスを提供しております。また、公開買付者は、2018年7月にロンドン証券取引所の本則市場であるメイン市場に上場されており、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を1,793,100株(所有割合(注1):25.16%)所有しております。

また、AVIが投資一任運用サービスを提供しているAVI Japanese Special Situations(以下「AJSS」といいます。)は対象者株式を179,853株(所有割合:2.52%)、同じくAVIが投資一任運用サービスを提供しているNORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTSは対象者株式を102,800株(所有割合:1.44%)所有しており、AVI、公開買付者、AJSS及びNORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTS(以下、総称して「公開買付者ら」といいます。)は対象者株式を合計2,075,753株(所有割合:29.12%)所有しております。なお、AVIは、AJSSの発行済株式を0.02%未満所有しており、また、NORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTSの間に資本関係はありません。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月13日に提出した第30期(2026年3月期)半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(7,500,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(372,451株)を控除した株式数(7,127,549株)(以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じとします。

公開買付者らは、対象者の強固な経営体制・取締役の陣容を背景に、事業戦略を主軸としつつ資本政策も含めた企業価値向上への取組みがますます促進されるであろうと考えていること、また、対象者は2025年5月20日付けの取締役会において取締役会の任意の諮問機関として戦略検討委員会を設置することを決議したところ、公開買付者らは、対象者においては今後も事業ポートフォリオの精査が進み、中長期的な企業価値及び株主価値の向上が期待できると考えたことから、下記(2)②に記載しております対象者との間の対話を経て、本公開買付けにより取得する対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的として、同年12月8日に本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、公開買付者らは、現在の対象者の経営体制・取締役による企業価値向上の取組みを支持しており、今後も、対象者の経営陣及び取締役会との建設的な対話において、株主還元方針や事業ポートフォリオの在り方等について協議することを通じて、対象者の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指していますが、本公開買付け後において、対象者の経営を支配すること又は取締役の選任を通じて対象者の経営に影響を及ぼすことを目的とするものではなく、本書提出日現在において、その予定や見込みを有しておりません。

公開買付者らは次の理由から、市場内取引ではなく公開買付けにより対象者株式を取得することが、対象者の株主の皆様利益に最も資すると思われました。第一に、本公開買付けのプロセスでは、公開買付者らが対象者株式を取得する理由及び条件についての開示が定められております。これにより、対象者の株主の皆様は、十分な情報と熟慮期間を得た上で、本公開買付けに応募するかどうかの判断をすることができます。第二に、本公開買付けに応募する対象者の株主の皆様全員に、買付予定数の上限に至るまで、保有する対象者株式の現金化の平等な機会を提供することが可能となります。そこで、対象者株式の市場内取引の平均売買高が少ないことから(注2)、公開買付者らは、公開買付者らが望む割合の対象者株式を合理的な期間内に取得するためには、対象者の株主の皆様にとっても公平な手続である公開買付けの手続によることが妥当であると判断しました。

(注2) 2025年11月末(最終営業日である2025年11月28日)までの過去1ヶ月間の1日あたり市場出来高平均は30,152株(小数点以下を四捨五入。以下、出来高平均について同じです。)と、所有割合にして0.42%の水準に留まり、過去3ヶ月間においても同22,570株と所有割合にして0.32%、過去6ヶ月間においても同23,269株と所有割合にして0.33%の水準に留まります。

本公開買付けにおける買付予定数の上限について、公開買付者らは、本書提出日現在、(i)本公開買付けにより対象者株式を上場廃止(注3)にする意図はなく、対象者株式の流通株式比率(注4)を踏まえて、上場廃止基準に抵触しないように配慮した買付予定数の上限を設定する必要があること(なお、公開買付者らは現時点における対象者株式の流通株式比率を64.22%と試算しており(注6)、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の上限である775,300株を買い付け、かつ、応募株式は全て流通株式であったと仮定すると、本公開買付け後の流通株式比率は53.88%となり、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準の1つである流通株式比率25%を上回る水準となります。)、(ii)対象者の経営陣、取締役会、株主、その他のステークホルダーに対し、公開買付者が対象者の経営を支配する意図がない又は取締役の選任を通じて対象者の経営に影響を及ぼすことは考えていないことを明確に示すべく、子会社化の要件を満たさず、かつ、単独の議決権行使によって取締役の選任が可能とならない範囲で買付予定数の上限を設定することが望ましいと考え、公開買付者らとしては、これを充たす所有割合は40%であると判断したことから、所有割合が40.00%となる議決権数(28,510個)から、本書提出日において公開買付者らが所有する対象者株式数2,075,753株に係る議決権数(20,757個)を控除した7,753個に1単元(100株)を乗じた775,300株(所有割合:10.88%)を買付予定数の上限といたしました。40%の所有割合は、客観的には対象者の支配権に影響を及ぼし得る水準であるものの、上記で述べたとおり、公開買付者らは、現在の対象者の経営体制・取締役による企業価値向上の取組みを支持しており、今後も、対象者の経営陣及び取締役会との建設的な対話において、株主還元方針や事業ポートフォリオの在り方等について協議することを通じて、対象者の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することを目指すことを目指しているため、公開買付者らが、本公開買付け後において、対象者の経営を支配すること又は取締役の選任を通じて対象者の経営に影響を及ぼすことを目的としていることはなく、本書提出日現在において、その予定や見込みを有しておりません。

したがって、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(775,300株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 対象者株式が上場する東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準は、以下のとおりです。

- ① 株主数(1単位以上の株券等を所有する者の数)
400人以上
- ② 流通株式
 - a. 流通株式数2,000単位以上
 - b. 流通株式時価総額10億円以上
 - c. 流通株式比率25%以上
- ③ 売買高
月平均売買高が10単位以上
- ④ 純資産の額
純資産の額が正であること

(注4) 「流通株式比率」とは、流通株式数(注5)を、上場株式数(自己株式を含みます。以下同じとします。)で除した値に100を乗じることで算出される比率(小数点以下第三位を四捨五入。以下、流通株式比率の計算において同じとします。)をいいます。なお、対象者の流通株式比率を試算すると、(注6)のとおりです。

- (注5) 「流通株式数」とは、上場株式数から、自己株式数、主要株主(上場株式数の10%以上を所有する者)が所有する株式数、役員等所有株式(上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員が所有する株式)、並びに、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式、及びその他東京証券取引所が固定的と認める株式数を控除した株式数をいいます。
- (注6) 対象者半期報告書に記載された、2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(7,500,000株)を上場株式数とし、当該株式数から、(i)対象者半期報告書に記載された、2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(372,451株)、(ii)本書提出日において主要株主である公開買付者が所有する対象者株式数(1,793,100株)、(iii)本書提出日において対象者の役員が所有する対象者株式数(220,480株)、(iv)対象者が2025年6月27日に提出した第29期(2025年3月期)有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 所有者別状況」に記載された、2025年3月31日時点における、金融機関及びその他法人の所有する議決権個数合計(2,978個)に係る対象者株式数(297,800株)の合計2,683,831株を控除した株式数である4,816,169株が、現時点における流通株式数として試算されます。また、当該4,816,169株を上場株式数(7,500,000株)で除した64.22%が、現時点における流通株式比率として試算されます。

なお、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限内で可能な限り多くの対象者株式を取得する意向を有していることから、買付予定数の下限を設定しておりません。

公開買付者らは、今後も、対象者の経営陣及び取締役会との建設的な対話を通じて、対象者の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指しており、その目的を実現するために議決権を行使することを予定しています。公開買付者らは、本書提出日時点において、対象者株式を処分する予定はありませんが、将来的に対象者株式の価格が対象者の潜在的な企業価値及び株式価値を正當に反映していると評価した場合には対象者株式を処分する可能性があります。

公開買付者及びAVIは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、本書提出日時点で、対象者が本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者及び対象者の概要

ア 公開買付者の概要

公開買付者は、2018年7月に英国及びウェールズ法に基づき設立された株式会社であり、AVIが公開買付者に対して投資一任運用サービスを提供しております。また、公開買付者はロンドン証券取引所の本則市場であるメイン市場に上場されております。公開買付者は、AVIとの間で投資一任契約を締結し、AVIに対し、株式に投資をするために必要な権限及び会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を委任しており、市場での認知度が低い等の理由により過小評価されていると考えられる企業に、長期的な視点から投資を行っております。

また、AVIは1985年1月に設立された投資運用会社であり、英国の金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)の認可及び規制を受けており、また、米国1940年投資顧問法に基づき投資顧問として米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)に登録されております。AVIは、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」(以下「スチュワードシップ・コード」といいます。)の受入れ表明を行っており、その趣旨に従って、投資先企業の企業価値の向上及び持続的成長に寄与するべく、経営陣や取締役の皆様との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)に取り組んでおります。

2025年10月末時点においてAVIが投資一任運用サービスを提供するファンドの運用総額は約3,860億円となり、日本国内の上場会社に対しては29社への投資を行っており、対象者以外の具体的な投資実績の例としては、アツギ株式会社、株式会社シンクロ・フード、栄研化学株式会社、シェアリングテクノロジー株式会社、株式会社ワコム、わかもと製薬株式会社、株式会社青山財産ネットワークス、株式会社D T Sがあります。

イ 対象者の概要

対象者有価証券報告書及び対象者のホームページによれば、対象者は、1996年9月にスカイインターナショナル企画株式会社の商号で設立され、その後、1998年11月に株式会社デジタルクラブ、2002年1月にクラビット株式会社に商号変更し、2002年3月には、当時の大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に対象者株式を上場したとのことです。その後、2007年10月に対象者は現在の商号であるブロードメディア株式会社に商号変更し、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所との合併に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場され、その後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、本書提出日現在は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者有価証券報告書によれば、対象者グループ(対象者及び対象者の関係会社)は、対象者、子会社8社及び持分法適用関連会社1社により構成され以下セグメントにて事業を展開しているとのことです。

(1) 教育

(i) オンラインで自由に学べて日本全国から入学できる広域通信制の「ルネサンス高校グループ」3校の運営、(ii) 日本語教育の「ルネサンス日本語学院」の企画・運営、(iii) グループ会社の株式会社divが展開するAI・プログラミング教育事業を行っているとのことです。

(2) スタジオ・プロダクション

海外の映画やテレビドラマ、アニメなど映像コンテンツの日本語字幕吹替や、多言語翻訳、聴覚障がい者向け字幕、視覚障がい者向け音声解説などの映像音声の制作を行っているとのことです。また、予告編・番組宣伝などの制作のほかデジタルシネマパッケージ(DCP)(注1)の作成と映画館への配送と配信なども行っているとのことです。

(注1) 「デジタルシネマパッケージ(DCP)」とは、撮影から上映まで一貫してデジタルデータを用いるデジタルシネマの上映方式をいいます。

(3) 放送

グループ会社の株式会社釣りビジョンが、日本で唯一の釣り専門チャンネル「釣りビジョン」「BS釣りビジョン」(BS251ch)の放送・制作・番組販売と、釣り専門の動画配信サービス「釣りビジョン倶楽部(VOD)」を提供しているとのことです。

(4) 技術

コンテンツを最適に配信するCDN(Content Delivery Network)(注2)サービスや、堅牢なセキュリティーサービスの提供のほか、DX支援、システム開発、AIを活用したソリューション、業界向けに大容量のデータを伝送するCMオンライン、デジタルシネマ向け配信や、インタラクティブな操作を可能にするクラウドゲーム配信技術など、高度な配信技術を開発し、事業パートナーへの技術提供などを行っているとのことです。

(注2) 「CDN(Content Delivery Network)」とは、Webページや動画等の大容量ファイルを高速かつ安定して配信するための仕組みをいいます。

(5) その他

プロeスポーツチーム「CAG OSAKA」の運営を始めとしたeスポーツ関連イベントの企画・運営、及びNintendo Switch向けのゲームソフトや、VR専用ソフトなどの企画・開発・販売および配信を行っているとのことです。

また、対象者は技術プラットフォームを持つコンテンツ事業者として、独自性の高いサービスの提供を通じ成長を目指すことを経営戦略の基本とし、経営戦略に基づき業績向上を図ることが対象者グループの大きな課題と認識しているとのことです。また、現在取り組んでいる具体的な課題としては、①通信制高校事業の継続的成長の実現、②次世代事業への投資と育成、③経営効率の向上、④人的資本への投資、⑤IR活動の充実であるとのことです。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

AVIは、市場での認知度が低い等の理由により過小評価されていると考えられる企業に長期的な視点から投資を行っており、その投資対象企業について調査を行っていたところ、主に以下の理由から対象者を投資先企業に選定し、公開買付者らは、2024年4月4日に対象者株式の取得を開始しました。公開買付者らは、その後、断続的に市場内外取引により対象者株式を取得し、2024年5月22日に対象者株式400,493株(当時の株券等保有割合：5.06%、当時の発行済株式等総数：7,914,732株)を保有するに至ったことから、同月29日に大量保有報告書を提出し、その後も、当時の株券等保有割合として、同月28日に6.10%(当時の発行済株式等総数：7,914,732株)、同年6月12日に7.15%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同年7月4日に8.20%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同年10月15日に9.20%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同年11月19日に10.21%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同年12月18日に11.21%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、2025年1月16日に12.35%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同年3月31日に13.42%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同年4月22日に15.09%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同月30日に16.84%、同年5月13日に21.27%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同月14日に24.89%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)、同月29日に25.91%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)及び同年6月10日に27.00%(当時の発行済株式等総数：7,500,000株)を取得するに至りました。

なお、この一連の対象者株式の取得には市場外取引が含まれていますが、公開買付者らが金融商品取引業者に対して対象者株式に係る委託注文を行うと、当該金融商品取引業者は、最良執行方針(法第40条の2第1項)に基づいて当該委託注文の執行を行う結果、市場内取引だけでなく、当該金融商品取引業者を相手方とする市場外取引により当該委託注文の執行を行うことがあります。公開買付者らは、この市場外取引は法第27条の2第1項第1号及び令第6条の2第3項の要件を満たすと判断しているため、公開買付けによることはしていません。

そして、公開買付者らは、2025年7月下旬時点において対象者株式を合計で2,075,753株(所有割合：29.12%)所有するに至りました。

(1) 成長性及び親和性の高い通信制教育事業・技術事業

対象者の通信制教育事業は、教育の機会を提供する受け皿として社会的な需要が拡大している通信制教育を提供しており、対象者の運営する高校グループは、標準カリキュラムに加え、eスポーツコースをはじめとした特色のある多彩な教育カリキュラムを提供しているところ、対象者は技術(ITサービス)領域においても米国のAkamai Technologies, Inc. が日本で事業を開始した当初の2001年4月からソフトバンク・ブロードメディア株式会社によるジョイントベンチャーの形で市場参入し、上記技術事業におけるCDNサービスはその後対象者の中核事業の一つとして効率性の高い経営を維持しております。

これら通信制教育事業と技術事業のうちITサービスに関連する事業(以下「ITサービス関連事業」といいます。)は、通信制教育事業で特にITサービス領域に関して関心の高い生徒にとっては卒業後の受け皿となり得ること、及び技術事業においても人材獲得競争の激しい業界においては優秀な人材を確保する有望なチャネルになり得、システムエンジニア、プログラミングといった領域は教育においても有望なコンテンツであることから、グループ内にこのようなITサービス関連事業を有していることは、教育事業においてもプラスに寄与するものと考えられます。

(2) 事業ポートフォリオのコングロマリット構造解消余地

対象者の事業ポートフォリオは、技術事業の中でもITサービス関連事業に加えて、デジタルシネマの総合的サポートや広告会社・テレビ局向けのCMオンライン送稿事業など複数のサブセグメント事業が含まれていることはもとより、主なセグメントにおいても「スタジオ・プロダクション」「放送」「その他」と、全社費用を除いて「教育」と「技術」を加え合計5つのセグメントを有するなど複雑なコングロマリット構造を呈しているところ、投資家にとって必ずしも理解が容易ではない事業構造であることから資本コストが増大するなど、いわゆるコングロマリット・ディスカウントといわれる事業価値に負の影響を及ぼす状況にあるものと考えております。そのため、例えば、「教育」や「技術」事業といった、成長領域かつ対象者の事業の強みが発揮されやすい分野へ経営資源を重点配分することで、より高い資本効率の実現が図られる等の改善の余地があり、対象者の事業ポートフォリオの戦略的な見直しを行うことを通じて、市場評価の適正化が実現される可能性が高いものと考えております。

(3) 非効率なバランスシート

対象者が2024年6月27日に提出した第28期有価証券報告書によれば、対象者は、2024年3月末時点において手元現預金同等物が連結ベースで58.3億円と、有利子負債(15.0億円)を大きく上回る、いわゆるネットキャッシュ(注3)の状況にあり、これは総資産(118.9億円)の半分に及ぶ規模で最適資本構成(注4)が実現されているとは言い難い状況でありました。また、2024年3月末時点の繰延税金資産控除後の繰越欠損金は約16.3億円存在するため、これを利用して2025年3月期以降において課税所得を減額することが可能となり、今後もキャッシュフローは堅調に推移する可能性が高いものと拝見していました。一方、連結配当性向は2024年3月期で35.3%、また予想配当性向も35.6%と公開買付者らから見れば必ずしも高いとは言えない水準で留められておりました。

(注3) 「ネットキャッシュ」とは、手元現預金同等物から有利子負債を差し引いた金額がプラスとなることをいいます。

(注4) 「最適資本構成」とは、企業価値を最大化する、負債と株主資本の理想的な構成比をいいます。

このような状況に対し、対象者は、2025年5月1日付け「2024年度決算概況」記載の「キャピタル・アロケーションの方針」において、「事業運転資金」の項目で「手元流動性の確保」と記載し、「株主還元の方針」の項目のうち、「配当」に関しては「配当の安定性と継続性を重視」とし、「自己株式取得」に関しては「市場動向や財務状況を勘案の上、機動的に実施」と記載することにより、抽象的な方針を掲げているという状況でした。このような状況に対し、公開買付者らは、対象者がこれらの潤沢な経営資源をどのように企業価値向上に活用するのかを定量化して説明しないという状況が2020年3月期以降において継続してきたと評価しています。そして、公開買付者らは、これらの経営資源が、例えば資本コストを優位に上回るような事業投資への分配や自己株式取得など適切に活用され、並行して資金調達余力を生かした適正な水準のレバレッジが活用されることにより更なる資本コスト低減が図られた場合には、対象者の企業価値が持続的に向上する余地が大きいものと評価いたしました。

また、公開買付者らは、2024年4月4日より対象者株式の取得を開始しているところ、AVIは当該株式取得前である2024年2月から2025年5月にかけて、以下のとおり、対象者と13回の面談を行い、中長期の経営体制や後継者計画、事業ポートフォリオの見直し状況、取締役会のDE&I(ダイバーシティ(多様性)・エクイティ(公正性)&インクルージョン(包摂性))や多様性といった内容について議論を行いました。

日付	面談者
2024年2月13日	取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2024年3月13日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2024年5月20日	取締役執行役員教育サービス本部長 木村修巳氏
2024年5月20日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2024年6月6日	社外取締役 山田純氏
2024年9月19日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2024年11月28日	取締役執行役員技術サービス本部長 久保利人氏
2024年11月28日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2024年12月4日	社外取締役 山田純氏 社外取締役 山口敬誉氏
2025年3月5日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2025年5月12日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏
2025年5月12日	社外取締役 山田純氏 社外取締役 山口敬誉氏
2025年5月20日	代表取締役社長 橋本太郎氏 取締役執行役員経営管理本部長 押尾英明氏

また、対象者が2025年5月20日に公表した「戦略検討委員会の設置に関するお知らせ」によれば、対象者は、連結営業利益率10%及びROE(自己資本利益率)30%を目標としており、この目標達成に向けて、一部の既存事業に関しては、戦略的な選択肢の検討を含めた抜本的な対策を講じて、当社グループ全体の業績と資本効率の改善を図ることを目指しているとのことであり、その一環として、2024年度において「メディアコンテンツ」セグメントで行っていたエンタメ情報サービス事業及びビデオ・コミックサービス事業を事業譲渡したとのこと。そして、一部既存事業の戦略的な選択肢の検討を進めるにあたり、より検討の透明性を高め、株主共同の利益の観点も十分に考慮した検討を行うことを目的とした戦略検討委員会を設置したとのこと。AVIとしては、対象者の強固な経営体制・取締役の陣容を背景に、事業戦略を主軸としつつ資本政策も含めた企業価値向上への取組みがますます促進されるであろうと考えていること、また、当該戦略検討委員会の設置により、今後も事業ポートフォリオの精査が進み、対象者の中長期的な企業価値及び株主価値の向上が期待できると考えたことから、対象者への投資規模を拡大し企業価値向上の取組みに伴走したいと考えるに至り、2025年7月31日付で対象者に対し、2025年12月頃を目途に、買付け後の公開買付者らの合計議決権割合が40%となる株式数を買付予定数の上限として下限は設けないこととし、買付価格は1株あたり2,200円(注5)とする公開買付けを開始し、対象者株式を追加取得したい旨の提案書(以下「本提案書」といいます。)を送付しました。

(注5) 当該買付価格(2,200円)は、2025年7月31日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,867円に対して17.84%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率について同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,877円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値について同じです。)に対して17.21%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,800円に対して22.22%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,764円に対して24.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格に相当します。

本提案書の送付後、AVIは2025年8月6日に対象者の代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏との間で本提案書の内容説明のための面談を行いました。当該面談においては対象者から、公開買付者らが友好的な形で本公開買付けの提案が行われたことに謝意が示されるとともに、本提案書の内容については検討のうえ、可能な限り誠実な協議及び議論を行い、理解を深めながら双方に最適な考えをまとめていきたいとの意向が示されました。

その後、公開買付者及びAVIは2025年9月10日に対象者の代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏との間で面談を行ったところ、当該面談において対象者から、公開買付者らにおいて対象者を高く評価して、本提案書のとおりに対象者株式を取得したいと提案したことに対し、大きなコミットメントであるとして謝意が示されるとともに、対象者の意見については取締役会で判断して回答するとの意向が示されました。

その後、2025年10月24日に実施したAVIと対象者の代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏との間の面談において、AVIは、対象者より、本提案書の内容について反対する理由はなく、対象者としてはAVIの提案内容について、取締役の意見集約はしていないが、現時点の対象者のスタンスとしては、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であり、また、本公開買付けに対する応募は、個々の株主の投資判断で行っていただくものであると考えていることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有していることを伝えられました。

また、AVIは2025年11月14日に対象者の代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、2025年12月2週目を目途に本公開買付けを開始する予定である旨を対象者に伝え、対象者からは、本公開買付けの開始までに本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトを公開買付者らから共有を受け、本公開買付けの開始後、提出された公開買付届出書の内容を確認のうえ、法に定める期間内に本公開買付けに対する意見表明報告書を提出する流れを想定している旨が伝えられました。

そして、AVIは、本書提出日時点でも、対象者から、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であり、また、本公開買付けに対する応募は株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有していることに変わりない旨を伝えられました。公開買付者らとしては、対象者から賛同を得られていない状況であっても、対象者の強固な経営体制・取締役の陣容を背景に、事業戦略を主軸としつつ資本政策も含めた企業価値向上への取組みがますます促進されるであろうと考えていること、また、対象者は2025年5月20日付けの取締役会において取締役会の任意の諮問機関として戦略検討委員会を設置することを決議したところ、公開買付者らは、対象者においては今後も事業ポートフォリオの精査が進み、中長期的な企業価値及び株式価値の向上が期待できると考えたことから、本公開買付けにより取得する対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的として、2025年12月8日に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

AVI及び公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたって、対象者有価証券報告書を含む対象者の開示資料を分析し、応募株主に対して相当の価値を提供すべく、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムを付し、かつ、対象者株主の平均取得簿価(対象者株主における、対象者株式の1株あたり平均取得価格)を相当程度上回る水準を念頭に決定することといたしました。

具体的には、本提案書の提出時においては、提出日である2025年7月31日の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,867円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値である1,877円、過去3ヶ月間の終値単純平均値である1,800円、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である1,764円に対し17.84%、17.21%、22.22%、24.72%となるプレミアムを付した価格という点で、対象者株主の平均取得簿価を相当程度上回る水準であると考えられ、かつ、終値ベースでは2015年1月20日以来の高値水準である点を踏まえ、2,200円を対象者に提示いたしました。

また、本提案書の提出日(2025年7月31日)以降、対象者株式の株価は大きく変動しておらず(本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月8日の対象者株式の終値は1,700円と、本提案書の提出日の終値1,867円に対して8.94%の下落)、また、対象者を取り巻く事業環境も大きく変化していないことから、公開買付者らは2025年12月8日、本公開買付価格を2,200円とすることを決定しました。

なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析につきましては、参考として初期的な分析を行ったものの、プレミアムの水準は各事例の当時の市場株価や公開買付者が妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の支配権の獲得を目的としておらず、本公開買付けに類似する目的及び買付予定数を設定している参照価値のある類似事例が極めて限定的であることから、直接的に比較することは不可能と判断し、本公開買付けの検討上は考慮しておりません。なお、公開買付者は、上述の検証を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

以上の検討を経て、AVI及び公開買付者は、2025年12月8日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

上記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者及びAVIは、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、対象者は、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。対象者は、本公開買付けについて反対する理由はなく、中立の意見を表明する意向とのことであり、また、本公開買付けに対する応募は、個々の株主の投資判断で行っていただくものであると考えていることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有しているとのことです。

④ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者らは、対象者の経営陣及び取締役会との建設的な対話を通じて、対象者の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指しています。

公開買付者らは対象者の経営陣に対しエンゲージメント活動を行う株主の立場であり、本公開買付け後も、これまでと同様に、スチュワードシップ・コードに基づき策定・公表された議決権行使方針に則って議決権行使をさせていただくことを予定しており、対象者の企業価値及び株主価値の向上に資すると判断する議案については、賛成の議決権を行使する予定です。また、本書提出日現在において、(i)本公開買付けの成立後に対象者の経営を支配権すること、(ii)公開買付者らから役員選任議案の株主提案を行うこと、(iii)臨時株主総会の招集を請求することは、それぞれ予定しておりません。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(4) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

本公開買付けは、対象者の経営を支配すること又は取締役の選任を通じて対象者の経営に影響を及ぼすことを目的とするものではなく、対象者の経営陣との建設的な対話を通じて、対象者の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指すことにより、本公開買付けにより取得する対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的とするものです。

そのため、公開買付者らは、本書提出日時点において、対象者株式を処分する予定はありませんが、将来的に対象者株式の価格が対象者の潜在的な企業価値及び株式価値を正当に反映していると評価した場合には対象者株式を処分する可能性があります。また、公開買付者らは対象者の経営陣に対しエンゲージメント活動を行う株主の立場であり、本公開買付け後も、これまでと同様に、スチュワードシップ・コードに基づき策定・公表された議決権行使方針に則って議決権行使をさせていただくことを予定しており、対象者の企業価値及び株主価値の向上に資すると判断する議案については、賛成の議決権を行使する予定です。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無
公開買付者らは、本書提出日現在、本公開買付け成立後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を775,300株として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け後に公開買付者らが所有する対象者株式の所有割合は最大で40.00%にとどまり、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年12月10日(水曜日)から2026年1月28日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年12月10日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金2,200円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者らは、本公開買付け価格を決定するにあたって、対象者有価証券報告書を含む対象者の開示資料を分析し、応募株主に対して相当の価値を提供すべく、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムを付し、かつ、対象者株主の平均取得簿価を相当程度上回る水準を念頭に決定することといたしました。</p> <p>具体的には、本提案書の提出時においては、提出日である2025年7月31日の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,867円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値である1,877円、過去3ヶ月間の終値単純平均値である1,800円、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である1,764円に対し17.84%、17.21%、22.22%、24.72%となるプレミアムを付した価格、かつ、終値ベースでは2015年1月20日以来の高値水準である点を踏まえ、2,200円を対象者に提示いたしました。</p> <p>また、本提案書の提出日(2025年7月31日)以降、対象者株式の株価は大きく変動しておらず(本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月8日の対象者株式の終値は1,700円と、本提案書の提出日の終値1,867円に対して8.94%の下落)、また、対象者を取り巻く事業環境も大きく変化していないことから、公開買付者らは2025年12月8日、本公開買付け価格を2,200円とすることを決定しました。</p> <p>なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析につきましては、参考として初期的な分析を行ったものの、プレミアムの水準は各事例の当時の市場株価や公開買付者が妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の支配権の獲得を目的としておらず、本公開買付けに類似する目的及び買付予定数を設定している参照価値のある類似事例が極めて限定的であることから、直接的に比較することは不可能と判断し、本公開買付け価格の検討上は考慮しておりません。なお、公開買付者は、上述の検証を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p> <p>本公開買付け価格(2,200円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,700円に対して29.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,674円に対して31.42%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,707円に対して28.88%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,781円に対して23.53%のプレミアムを付した価格となります。</p> <p>また、本公開買付け価格(2,200円)は、本公開買付けの公表日である2025年12月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,699円に対して29.49%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,675円に対して31.34%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,707円に対して28.88%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,780円に対して23.60%のプレミアムを付した価格となります。</p> <p>公開買付者らは、公表日の1年前の2024年12月10日から2025年6月17日にかけて、対象者株式1,263,800株を市場内外取引によって取得しましたが、その平均取得価格は1株当たり1,655円(小数点以下第一位を四捨五入)であるため、本公開買付け価格(2,200円)とは545円の差額があります。当該差額は、対象者株式の株価が上記の取得期間における株価から変動していること及び2025年12月8日の終値1,700円に上記のとおり29.41%にプレミアムを付した価格を本公開買付け価格(2,200円)と決定したために生じています。</p>
算定の経緯	上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	775,300(株)	—(株)	775,300(株)
合計	775,300(株)	—(株)	775,300(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(775,300株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(775,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は関係法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	7,753
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月10日現在)(個)(d)	17,931
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月10日現在)(個)(g)	4,989
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	69,778
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	10.88
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	43.03

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(775,300株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月10日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者半期報告書に記載された、2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(7,127,549株)に係る議決権の数(71,275個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

なお、公開買付者は、AVIと投資一任契約を締結しており、公開買付者の投資決定権限(議決権行使権限を含む)はAVIが有しているため、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第258号)及び関連法令における対内直接投資等に係る届出又は報告主体はAVIとなります。そして、AVIは、同法令上の外国金融機関に該当しており、また、外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項及び「外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準」第2条第1号乃至第3号を遵守しており、また、今後も遵守することを誓約するため、事前届出は不要で、事後報告書(取得日から45日以内)を提出します。したがって、公開買付者としては、同法令上の手続が本公開買付けに影響することはないものと判断しています。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社(復代理人)

東京都港区赤坂一丁目12番32号

※公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を保有されていない応募株主の方で、日本国内に居住される個人の方は、復代理人であるマネックス証券株式会社に口座を開設してください。それ以外の方は、三田証券株式会社に口座を開設してください。

(三田証券株式会社から応募される場合)

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。
- ② 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。)に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ(<https://mitasec.com>)上で本公開買付けの応募に係る専用口座(注2)の開設手続を行うことができます(詳しくは、公開買付代理人のお客ダイヤル(電話番号:03-3666-0715)までご連絡ください。)。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は、法人番号を告知いただく必要があります。)。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。
- ⑤ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

- ⑥ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要になります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人における応募の受付に際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面(コピー)	個人番号カードの表面(コピー)
B	通知カード(コピー)	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等

b. 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種資格確認書、各種年金手帳、各種福祉手帳等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・登記簿謄本又はその抄本(原本) ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2種類)のコピー

・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- ※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。
- ※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限ります。
- ※ 各種資格確認書の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。
- ※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時までに申し込む方法にて、応募してください。
- ② 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」といいます。)に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座(公開買付復代理人)に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。
- ③ 本公開買付において、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。
- ④ 公開買付復代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注4)が必要となります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等にかかる売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注5)。
- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注4) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について
公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券総合取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と本人確認書類(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。)が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
個人番号カード(両面)	不要
通知カード	運転免許証

郵送手続での口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
個人番号カード(両面)	不要	
通知カード	顔写真付き (右記のいずれか1点)	運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)等
	顔写真なし (右記のいずれか2点)	住民票の写し、各種資格確認書、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記のいずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、各種資格確認書、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

※ 個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)にてご確認ください。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

(注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客様ダイヤル(電話番号：0120-846-365 携帯電話からは03-6737-1666)までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,705,660,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	1,500,000
合計(a)+(b)+(c)	1,722,160,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(775,300株)に、本公開買付価格(2,200円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
預金	7,233,053
計(a)	7,233,053

② 【届出日以前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

7,233,053千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号
マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(2) 【決済の開始日】

2026年2月4日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(775,300株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限(775,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数)減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(431,512,400円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(431,512,400円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社(ただし、株式会社釣りビジョンに限ります。)に同号イからトまでに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) ご参考：発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1株あたりの配当額は61円に相当します(具体的には、対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の単体決算における純資産額4,315,124千円の10%(千円未満を切り捨てて計算しています。)に相当する額である431,512,400円を本基準株式数(7,127,549株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。)

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項但し書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	沿革
2018年7月	英国及びウェールズ法に基づき株式会社として設立
2018年10月	ロンドン証券取引所に上場

② 【会社の目的及び事業の内容】

公開買付者は、Corporation Tax Act 2010の1158条に基づくクローズドエンド型投資会社およびインベストメント・トラストとして運営されます。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(2025年11月30日現在)

資本金の額	発行済株式の総数
246, 513, 107英国ポンド	247, 873, 823株

④ 【大株主】

(2025年9月30日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式の 数の割合(%)
Finda Telecoms Oy	フィンランド、ヘルシンキ FI-00101、PL 226	30,000,000	22.1
City of London Investment Management	英国 EC3V OAS ロンドン、グレースチャーチ・ストリート77	12,214,914	9.0
Hargreaves Lansdown, stockbrokers (EO)	英国 BS1 5HL ブリストル、アンカー・ロード、ワン・カレッジ・スクエア・サウス	9,312,068	6.9
Rathbones	英国 EC2V 7QN ロンドン グレシャム・ストリート30	6,522,141	4.8
Interactive Investor (EO)	英国 M3 3NW イングランド、マンチェスター、ディーンズゲート 201	6,429,451	4.7
Charles Stanley	英国 EC2Y 9LY ロンドン、ロープメーカー・ストリート25、ロープメーカー・プレイス	5,932,482	4.4
1607 Capital Partners	米国 VA 23219 リッチモンド、スイート400、13番街13 S.	4,012,023	3.0
AJ Bell, stockbrokers (EO)	英国 SE1 0SU ロンドン、サウスワーク・ストリート110、ザ・ブルー・フィン・ビルディング	3,935,052	2.9
UBS Wealth Management	英国 EC2M 2QS ロンドン、ブロードゲイト5	3,492,153	2.6
Jupiter Asset Management	英国 SW1E 6SQ ロンドン、ビクトリア・ストリート70、ザ・ジグザグ・ビルディング	2,500,000	1.8
計	—	84,350,284	62.1

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

(2025年12月10日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
ノン・エグゼクティブ・ディレクター (Non-executive Director)	—	ノーマン・クライトン (Norman Crighton)	1996年6月29日	2005年8月 Big Bear Productions Limited 2011年10月 Universal Umvelt Limited(現任) 2011年11月 World Firsts Organization Ltd 2011年12月 Trading Emissions plc 2012年3月 Global Fixed Income Realisation Ltd 2012年6月 Private Equity Investor plc 2013年4月 Weiss Korea Opportunity Fund Limited 2013年11月 The Rangers Football Club Limited 2013年11月 Rangers International Football Club Limited 2015年7月 GLI Alternative Finance Limited 2016年10月 RM Infrastructure Income Plc(現任) 2018年2月 RM ZDP Plc 2018年7月 AVI Japan Opportunity Trust Plc Non-executive Director(現任) 2020年10月 Great Point Entertainment Income Trust Plc 2020年10月 GPEIT Limited 2021年10月 Harmony Energy Income Trust plc 2025年10月 Gore Street Energy Storage Fund plc(現任)	26,575
ノン・エグゼクティブ・ディレクター (Non-executive Director)	—	マーガレット・ステイプンス (Margaret Stephens)	1961年1月28日	2002年5月 KPMG LLP 2007年10月 KPMG Europe LLP 2016年6月 Balloburn Limited 2017年1月 London School of Architecture 2017年4月 Department for Exiting the European Union 2018年9月 AVI Japan Opportunity Trust Plc Non-executive Director(現任) 2020年4月 Nuclear Liabilities Fund Limited 2020年11月 VH Global Energy Infrastructure Plc 2024年1月 Sequoia Economic Infrastructure Income Fund Limited(現任)	10,000

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
インデペンデント・ノン・エグゼクティブ・ディレクター (Independent Non-Executive Director)	—	トム・ヨリタカ (Tom Yoritaka)	1970年2月19日	2017年8月 Appattic Ltd 2017年10月 Malin Head Partners Ltd 2018年2月 Ripotec Limited 2018年6月 Apricot Venture Capital LLP 2018年7月 University of Plymouth 2020年2月 Educate Investors LLP 2020年7月 Discentia Partners LLP 2020年11月 Discentia I (Scotland) Ltd 2022年10月 SOAS University of London(現任) 2024年8月 Knowledgehook 2025年2月 AVI Japan Opportunity Trust Plc Independent Non-Executive Director(現任)	0
インデペンデント・ノン・エグゼクティブ・ディレクター (Independent Non-Executive Director)	—	アンドリュー・ローズ (Andrew Rose)	1957年1月2日	1995年4月 Schroder Investment Management, London 1999年3月 Schroder Investment Management (UK) 2001年3月 Schroder Investment Management, Japan 2019年9月 Uhuru Corporation, Tokyo 2025年2月 AVI Japan Opportunity Trust Plc Independent Non-Executive Director(現任)	60,000
計					

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の2024年事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表は英国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者の2024年事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表は監査法人による監査を受けております。2025年事業年度中間期(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の財務諸表は監査法人による監査を受けておりません。

① 【貸借対照表】

単位：英国ポンド(千ポンド)

	2024年事業年度 (2024年12月31日現在)	2025年事業年度中間期 (2025年6月30日現在)
固定資産		
純損益を通じて公正価値で測定する投資	220,865	253,199
流動資産		
債権	1,256	1,417
現金および現金同等物	5,403	14,056
総資産	227,524	268,672
流動負債		
リボルビング・クレジット・ファシリティ	-	△33,340
その他の未払金	△664	△1,234
流動負債を除く総資産	226,860	234,098
固定負債		
リボルビング・クレジット・ファシリティ	△14,879	-
純資産	211,981	234,098
株主に帰属する持分		
普通株式資本金	1,372	1,372
資本償還準備金	36	36
資本剰余金	64,255	64,255
別途積立金	70,653	69,818
資本準備金	73,223	94,837
利益準備金	2,442	3,780
株主資本	211,981	234,098

② 【損益計算書】

単位：英国ポンド(千ポンド)

	2024年事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	2025年事業年度中間期 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
収入		
投資収益	4,761	4,068
公正価値で評価される投資の利益	36,663	21,896
外貨預金残高の為替差損	△1,106	△36
合計	40,318	25,928
費用		
投資マネージャーへの報酬	△1,871	△1,048
その他費用	△959	(560)
金融費用及び税引前利益	37,488	24,320
金融費用	△297	△239
リボルビング・クレジット・ファシリティ における為替差益	1,422	912
税引前利益	38,613	24,993
課税	△488	△411
当期純利益	38,125	24,582

③ 【株主資本等変動計算書】

2024年事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

単位：英国ポンド(千ポンド)

	普通株式 資本金	資本償還 準備金	資本剰余金	別途積立金	資本準備金	利益準備金	合計
2023年12月31日時点	1,408	-	64,255	77,144	38,195	1,941	182,943
公開買付けによる普通 株式の買戻し及び消却	△36	36	-	△5,543	-	-	△5,543
公開買付費用	-	-	-	△364	-	-	△364
自己株式として買い戻 し保有された普通株式	-	-	-	△584	-	-	△584
当期包括利益	-	-	-	-	35,028	3,097	38,125
普通配当金の支払額	-	-	-	-	-	△2,596	△2,596
2024年12月31日時点	1,372	36	64,255	70,653	73,223	2,442	211,981

2025年事業年度中間期(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

単位：英国ポンド(千ポンド)

	普通株式 資本金	資本償還 準備金	資本剰余金	別途積立金	資本準備金	利益準備金	合計
2024年12月31日時点	1,372	36	64,255	70,653	73,223	2,442	211,981
公開買付費用	-	-	-	△4	-	-	△4
自己株式として買い戻し保有された普通株式	-	-	-	△831	-	-	△831
当期包括利益	-	-	-	-	21,614	2,968	24,582
普通配当金の支払額	-	-	-	-	-	△1,630	△1,630
2025年6月30日時点	1,372	36	64,255	69,818	94,837	3,780	234,098

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株 券	2,163(個)	—(個)	20,757(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	2,163	—	20,757
所有株券等の合計数	2,163	—	20,757
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株 券	—(個)	—(個)	17,931(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	—	—	17,931
所有株券等の合計数	—	—	17,931
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,163(個)	—(個)	2,826(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	2,163	—	2,826
所有株券等の合計数	2,163	—	2,826
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	エーブアイ・ジャパニーズ・スペシャル・シチュエーションズ(AVI Japanese Special Situations)
住所又は所在地	アイルランド ダブリン2 サー・ジョン・ロジャーソン・キー33番 (33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博 連絡場所 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 電話番号 03-5218-2084(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	ノルディア・バンク・エービーピー・フィンイシュ・クライアント(NORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTS)
住所又は所在地	フィンランド 00020ノルディア サタマラダンカツ5番 (Satamaradankatu 5, 00020 Nordea, Finland)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博 連絡場所 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 電話番号 03-5218-2084(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	ブロードメディア株式会社
住所又は所在地	東京都港区赤坂八丁目4番14号
職業又は事業の内容	教育事業、スタジオ・プロダクション事業、放送事業、技術事業及びその他事業
連絡先	連絡者 ブロードメディア株式会社 取締役執行役員CF0経営管理本部長 押尾英明 連絡場所 東京都港区赤坂八丁目4番14号 電話番号 03-6439-3983
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	橋本太郎
住所又は所在地	東京都港区赤坂八丁目4番14号
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 ブロードメディア株式会社 取締役執行役員CF0経営管理本部長 押尾英明 連絡場所 東京都港区赤坂八丁目4番14号 電話番号 03-6439-3983
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人(対象者)の役員

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	久保利人
住所又は所在地	東京都港区赤坂八丁目4番14号
職業又は事業の内容	対象者 取締役執行役員技術サービス本部長
連絡先	連絡者 ブロードメディア株式会社 取締役執行役員CF0経営管理本部長 押尾英明 連絡場所 東京都港区赤坂八丁目4番14号 電話番号 03-6439-3983
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人(対象者)の役員

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	押尾英明
住所又は所在地	東京都港区赤坂八丁目4番14号
職業又は事業の内容	対象者 取締役執行役員CF0経営管理本部長
連絡先	連絡者 ブロードメディア株式会社 取締役執行役員CF0経営管理本部長 押尾英明 連絡場所 東京都港区赤坂八丁目4番14号 電話番号 03-6439-3983
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人(対象者)の役員

(2025年12月10日現在)

氏名又は名称	嶋村安高
住所又は所在地	東京都港区赤坂八丁目4番14号
職業又は事業の内容	対象者 取締役放送事業戦略担当
連絡先	連絡者 ブロードメディア株式会社 取締役執行役員CFO経営管理本部長 押尾英明 連絡場所 東京都港区赤坂八丁目4番14号 電話番号 03-6439-3983
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人(対象者)の役員

② 【所有株券等の数】

AVI Japanese Special Situations

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	1,798(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	—	—	1,798
所有株券等の合計数	—	—	1,798
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

NORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTS

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	1,028(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	—	—	1,028
所有株券等の合計数	—	—	1,028
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

ブロードメディア株式会社

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、2025年9月30日現在、対象者株式372,451株を保有していますが、すべて自己株式であるため、議決権はありません。

橋本太郎

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,434(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	1,434	—	—
所有株券等の合計数	1,434	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、橋本太郎氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式26,088株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数260個及び同氏の資産管理会社である株式会社TALOが保有する対象者株式100,000株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1,000個が含まれております。

久保利人

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	263(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	263	—	—
所有株券等の合計数	263	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、久保利人氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式16,641株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数166個が含まれております。

押尾英明

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	255(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	255	—	—
所有株券等の合計数	255	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、押尾英明氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式17,448株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数174個が含まれております。

(2025年12月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	211(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	211	—	—
所有株券等の合計数	211	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、嶋村安高氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式13,448株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数134個が含まれております。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価	2,000	2,000	1,900	1,790	1,816	1,739	1,743
最低株価	1,726	1,785	1,691	1,681	1,631	1,575	1,654

(注) 2025年12月については、同月9日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数(単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第29期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第30期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月13日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ブロードメディア株式会社

(東京都港区赤坂八丁目4番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(千円)	10,991,126	12,339,888	13,023,010	14,179,495	15,533,925
経常利益	(千円)	476,893	935,140	1,079,309	910,922	719,576
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	151,078	1,011,035	1,110,278	680,119	335,267
包括利益	(千円)	268,116	1,170,872	1,166,113	700,088	369,003
純資産額	(千円)	3,706,507	4,610,613	5,450,759	5,909,034	5,780,993
総資産額	(千円)	6,994,494	8,940,456	9,948,902	11,890,179	11,300,042
1株当たり純資産額	(円)	357.68	470.74	591.40	656.25	649.95
1株当たり当期純利益	(円)	19.52	133.12	150.67	93.50	46.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	39.3	38.8	43.2	40.2	41.0
自己資本利益率	(%)	5.6	32.5	28.6	15.0	7.1
株価収益率	(倍)	45.6	6.5	7.9	13.6	35.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	558,502	1,934,801	1,429,044	1,176,648	710,588
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△136,836	42,253	△331,463	△915,922	△30,803
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△432,609	△118,583	△564,118	△320,836	△882,391
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	3,368,262	5,301,579	5,866,968	5,826,271	5,621,071
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	439 (19)	487 (21)	508 (21)	790 (21)	748 (20)

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 対象者は、2021年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第25期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 第28期における従業員数の増加は、主に(株)div及び(株)divxを連結子会社化したことによるものであります。

(2) 対象者の経営指標等

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(千円)	8,324,681	9,492,835	10,105,255	10,913,933	11,191,719
経常利益	(千円)	173,001	652,421	953,186	1,062,546	1,079,564
当期純利益	(千円)	1,798,446	803,090	1,109,690	818,022	693,014
資本金	(千円)	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
発行済株式総数	(株)	79,147,323	7,914,732	7,914,732	7,914,732	7,500,000
純資産額	(千円)	2,109,235	2,645,560	3,485,513	4,096,474	4,315,124
総資産額	(千円)	5,493,787	6,950,494	8,122,472	10,018,035	10,094,931
1株当たり純資産額	(円)	274.48	359.22	479.28	563.00	605.61
1株当たり配当額	(円)	—	25.00	30.00	33.00	50.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	(円)	232.40	105.74	150.59	112.46	96.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	38.4	38.1	42.9	40.9	42.7
自己資本利益率	(%)	142.2	33.8	36.2	21.6	16.5
株価収益率	(倍)	3.8	8.2	7.9	11.3	17.3
配当性向	(%)	—	23.6	19.9	29.3	51.6
従業員数	(名)	352	370	382	423	426
(外、平均臨時雇用者数)	(名)	(8)	(8)	(10)	(10)	(10)
株主総利回り	(%)	121.9	121.8	169.9	185.9	247.7
(比較指標：TOPIX)	(%)	(139.3)	(138.7)	(142.8)	(197.3)	(189.5)
最高株価	(円)	146	1,060 (91)	1,250	2,017	1,987
最低株価	(円)	66	715 (73)	801	1,012	1,218

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 対象者は、2021年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、発行済株式総数は79,147,323株から71,232,591株減少し、7,914,732株となっております。また、第25期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、株主総利回りは当該株式併合による影響を考慮して算定しております。
- 3 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。なお、第26期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
- 4 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 対象者は、2024年5月10日の取締役会決議により、2024年6月11日付で自己株式の消却を行っております。これに伴い、発行済株式総数は7,914,732株から414,732株減少し、7,500,000株となっております。